

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名:

受験者名:

## 【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【     】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。

【     】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。

【     】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

【     】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【     】

6. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

【     】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

【     】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

【     】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

【     】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。

【     】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。

【     】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

【     】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

【     】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

【     】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

【     】

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の( )をしてはならない。

[ ア. 割引 イ. 払戻し ウ. 割戻し ]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、( )の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[ ア. 運行管理者 イ. 整備管理者 ウ. 従業員 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等の記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において( )保存しなければならない。

[ ア. 六ヶ月間 イ. 一年間 ウ. 三年間 ]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が( )人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

[ ア. 1 イ. 2 ウ. 5 ]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時( )しておかなければならない。

[ ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集 ]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して( )、弁明しなければならない。

[ ア. 誠実に イ. 時間を定めて ウ. 遅滞なく ]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から( )年を経過していない者に対しては、国土交通大臣は一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

[ ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5 ]

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を( )結果を生ずる競争をしてはならない。

[ ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する ]

24. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。  
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( )についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び( )その他の環境の保全並びに整備についての( )を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ( )で定めるところにより( )を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示  
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による( )の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、( )第一項の規定による( )の求め又は同条第四項の規定による( )を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務  
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示  
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則  
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の( )、運行時の状態等から判断した( )に国土交通省令で定める技術上の基準により、( )、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期  
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態  
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離  
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の( )を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって( )を増進する事を目的とする。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、( )を起こしその他国土交通省令で定める( )を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の( )の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める( )ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、( )を選任しなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

- ア. 所有権    イ. 運行管理者    ウ. 出発地    エ. 保安基準    オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上    キ. 火災    ク. 利益    ケ. 迅速    コ. 走行距離    サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正    ス. 目的地    セ. 点検    ソ. 継続    タ. 営業所    チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期    テ. 公共の福祉    ト. 保護    ナ. 乗務員の服務

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(解答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条)

【 ○ 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。(道路運送法第36条)

【 × 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 ○ 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

【 ○ 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法第11条)

【 × 】

6. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

【 ○ 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第21条)

【 ○ 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)

【 ○ 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第50条)

【 ○ 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。(道路運送法第9条の2、同法施行規則第10条の2)

【 × 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 ○ 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条、同法施行規則第3条の2)

【 × 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

【 × 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(道路運送法第23条の5)

【 ○ 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。(道路運送法第27条1項、運輸規則第37条第2項)

【 ○ 】

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、( )に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の( **ウ: 割戻し** )をしてはならない。(道路運送法第10条)

[ ア. 割引 イ. 払戻し ウ. 割戻し ]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、( **イ: 整備管理者** )の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

[ ア. 運行管理者 イ. 整備管理者 ウ. 従業員 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等の記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において( **ウ: 三年間** )保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

[ ア. 六ヶ月間 イ. 一年間 ウ. 三年間 ]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が( **ア: 1** )人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。(自動車事故報告規則第4条)

[ ア. 1 イ. 2 ウ. 5 ]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時( **イ: 選任** )しておかなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

[ ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集 ]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して( **ウ: 遅滞なく** )、弁明しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第3条)

[ ア. 誠実に イ. 時間を定めて ウ. 遅滞なく ]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から( **オ: 5** )年を経過していない者に対しては、国土交通大臣は一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。(道路運送法第7条)

[ ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5 ]

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を( **イ: 阻害する** )結果を生ずる競争をしてはならない。(道路運送法30条)

[ ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する ]

24. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。  
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( **ア: 所有権** )についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び( **チ: 公害の防止** )その他の環境の保全並びに整備についての( **カ: 技術の向上** )を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法第1条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ( **ウ: 国土交通省令** )で定めるところにより( **ケ: 検査標章** )を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示  
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による( **ア: 指導監督** )の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、( **セ: 道路運送法第九十四条** )第一項の規定による( **イ: 報告** )の求め又は同条第四項の規定による( **ク: 立入検査** )を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)

ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務  
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示  
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則  
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の( **チ: 走行距離** )、運行時の状態等から判断した( **オ: 適切な時期** )に国土交通省令で定める技術上の基準により、( **ク: 灯火装置の点灯** )、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期  
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態  
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離  
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の( **ク: 利益** )を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって( **テ: 公共の福祉** )を増進する事を目的とする。(道路運送法第1条)
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、( **キ: 火災** )を起こしその他国土交通省令で定める( **サ: 重大な事故** )を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の( **オ: 運行の安全** )の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める( **タ: 営業所** )ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、( **イ: 運行管理者** )を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権    イ. 運行管理者    ウ. 出発地    エ. 保安基準    オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上    キ. 火災    ク. 利益    ケ. 迅速    コ. 走行距離    サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正    ス. 目的地    セ. 点検    ソ. 継続    タ. 営業所    チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期    テ. 公共の福祉    ト. 保護    ナ. 乗務員の服務